

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」新旧対照表

改正前		改正後	
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準		別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
(贈賄) 1 次に掲げる者が、佐賀県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>ア 有資格業者である個人</u> <u>イ 有資格業者である個人の使用人</u> <u>ウ 有資格業者である法人の役員</u> <u>エ 有資格業者である法人の使用人</u> <u>オ アからエまでに掲げる者又は有資格業者である法人から公共機関の工事等の入札等（入札、見積りその他の契約のための事前の手続きをいう。）に係る情報収集又は入札等への参加のための業務の全部又は一部を受託したもの又はその使用人（受託した者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）</u>	12か月以上36か月以内	(贈賄) 1 次に掲げる者が、佐賀県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</u> <u>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</u> <u>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</u>	4か月以上12か月以内
	2 前号の <u>ア</u> から <u>オ</u> までに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		8か月以上24か月以内

<p>3 第1号の<u>ア</u>から<u>オ</u>までに掲げる者が、 県外の他の公共機関の職員に対して行 った贈賄の容疑により逮捕され、又は 逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 県工事等に関し、独占禁止法第3条又 は第8条第1号に違反し、工事等の契 約の相手方として不相当であると認め られるとき。</p> <p>5 県内において、他の公共機関の職員が 締結した契約に係る工事等に関し、独 占禁止法第3条又は第8条第1号に違 反し、工事等の請負契約の相手方とし て不相当であると認められるとき。</p> <p>6 県外において、他の公共機関の職員が 締結した契約に係る工事等に関し、独 占禁止法第3条又は第8条第1号に違 反し、工事等の契約の相手方として不 相当であると認められるとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 第1号の<u>ア</u>から<u>オ</u>までに掲げる者が、 県工事等に関し、競売入札妨害又は談 合の容疑により逮捕され、又は逮捕を 経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p><u>4か月以上12か月以内</u></p> <p><u>12か月以上36か月以内</u></p> <p><u>8か月以上24か月以内</u></p> <p><u>4か月以上12か月以内</u></p> <p><u>12か月以上36か月以内</u></p>	<p>3 第1号の<u>イ</u>から<u>ロ</u>までに掲げる者が、 県外の他の公共機関の職員に対して行 った贈賄の容疑により逮捕され、又は 逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p><u>イ</u> 代表役員等</p> <p><u>ロ</u> 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 県工事等に関し、独占禁止法第3条又 は第8条第1号に違反し、工事等の契 約の相手方として不相当であると認め られるとき。</p> <p>5 県内において、他の公共機関の職員が 締結した契約に係る工事等に関し、独 占禁止法第3条又は第8条第1号に違 反し、工事等の請負契約の相手方とし て不相当であると認められるとき。</p> <p>6 県外において、他の公共機関の職員が 締結した契約に係る工事等に関し、独 占禁止法第3条又は第8条第1号に違 反し、工事等の契約の相手方として不 相当であると認められるとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 第1号の<u>イ</u>に掲げる者が、県工事等に 関し、競売入札妨害又は談合の容疑に より逮捕され、又は逮捕を経ないで公 訴を提起されたとき。</p>	<p><u>3か月以上9か月以内</u></p> <p><u>1か月以上3か月以内</u></p> <p><u>3か月以上12か月以内</u></p> <p><u>2か月以上9か月以内</u></p> <p><u>1か月以上9か月以内</u></p> <p><u>4か月以上12か月以内</u></p>
---	---	---	---

<p>8 第1号の<u>ア</u>から<u>オ</u>までに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 第1号の<u>ア</u>から<u>オ</u>までに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>10 <u>(削除)</u></p>	<p><u>8 か月以上 24 か月以内</u></p> <p><u>4 か月以上 12 か月以内</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8 第1号の<u>ロ</u>から<u>ハ</u>までに掲げる者が、<u>県工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p>9 第1号の<u>イ</u>に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>10 第1号の<u>ロ</u>から<u>ハ</u>までに掲げる者が、<u>県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p>11 第1号の<u>イ</u>に掲げる者が、<u>県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p> <p>12 第1号の<u>ロ</u>から<u>ハ</u>までに掲げる者が、<u>県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u></p>	<p><u>3 か月以上 12 か月以内</u></p> <p><u>3 か月以上 12 か月以内</u></p> <p><u>2 か月以上 12 か月以内</u></p> <p><u>3 か月以上 12 か月以内</u></p> <p><u>1 か月以上 12 か月以内</u></p>
---	--	--	--

<p>(建設業法違反行為)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p>		<p>(建設業法違反行為)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p>	
--	--	--	--